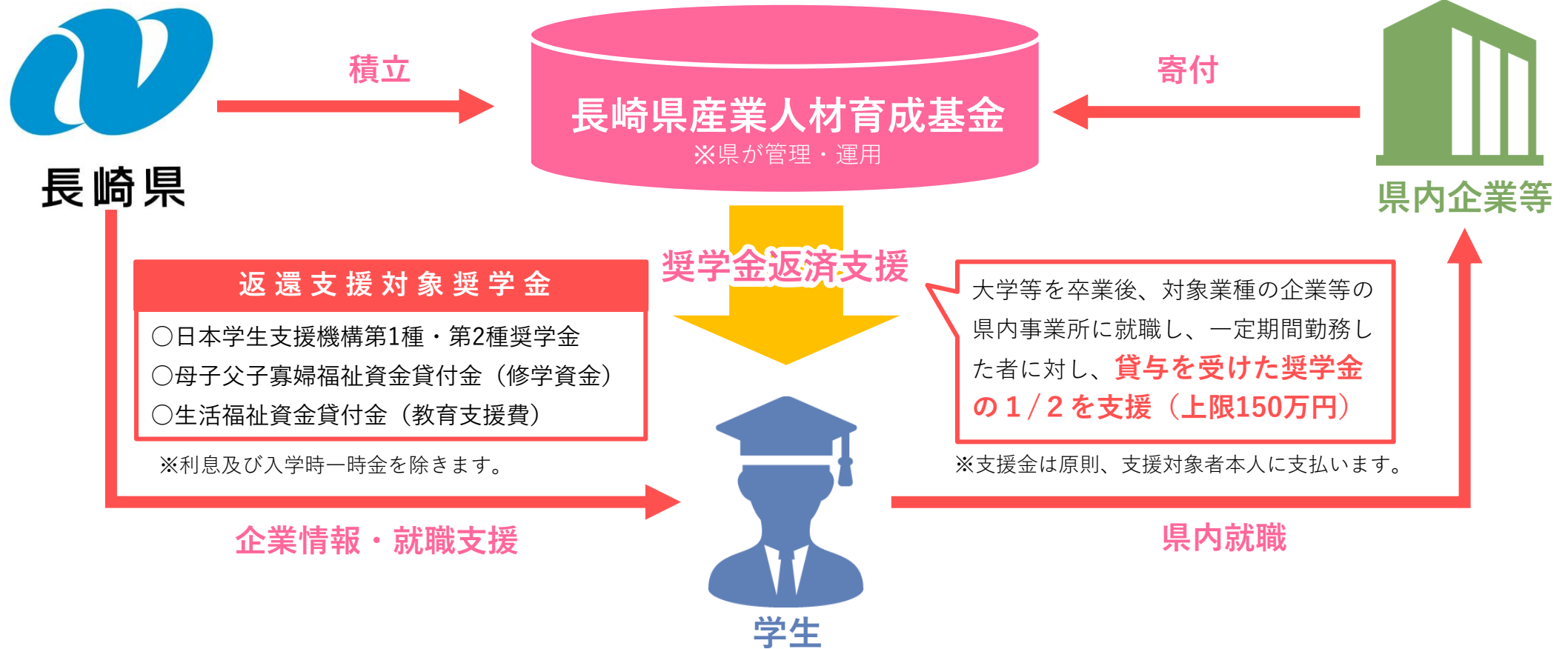


産業人材育成奨学金返済アシスト事業 事業概要



対象業種

- ①製造業
- ②情報サービス業
- ③インターネット付随サービス業
- ④保険業・金融業、BPO企業等（長崎県と立地協定を結んだ企業に限る）
- ⑤建設業
- ⑥卸売業・小売業（製造業・建設業と密接に関連するものに限る）
- ⑦学術研究、専門・技術サービス業（製造業・建設業と密接に関連するものに限る）
- ⑧観光関連産業（宿泊業・旅行業・観光関連団体・観光施設等）

支援対象者

- 対象奨学金を受給している全国の大学生等

手続きの流れ

- ①在学中に県に申請し、支援候補者として登録する。
- ②大学等を卒業し、県内の対象業種企業に就職後、県に申請し、支援候補者の認定を受ける。
- ③県内の対象業種企業に就職し3年経過後、支援金の1/2を請求。
- ④更に3年経過後、残り1/2を請求。